

能登の三宅備後長盛の支族臥至郡天香城主三宅小三郎宗隆の子であつたといふ。堂後屋傳記によれば、小三郎の長男彌三右衛門は本國宇出津に居たが、次男三郎右衛門は天正十年宇出津大蓮寺の僧と共に金澤に出て、城の附近米町に住み、商人となり餅を營業した。次いで片町へ轉居し、前田利長に履餅を献上して、慶長十三年御判書・御紋附帷子を賜はり、町役御免除となつたが、後嗣衰して覺忍と號し、元和七年四月十五日歿した。二代太郎左衛門も亦元和元年利常から御印書を以て町役を免ぜられ、是より永世の例となつたとある。堂後屋は後に轉業して茶を商うたが、嘉永の頃遂に家屋を賣却して退却した。

トウジリヨウ 東寺領 京都東寺領守八幡宮の料所として、石川郡相河村及び同郡長屋村のあつたことは、至徳二年四月の文書によつて知られる。

トウジン 等仁 ↓ギサントウジン 義山等仁。

ドウシン 同心 通常足輕の一種であるが、加賀藩では同心と稱するものに種類があつた。その一に定番組付同心があつた。これは元祿十一年から定番足輕の一部をしか呼んだものであるが、享保十一年御留守足輕に合併せられて後世は存せぬ。御留守付同心は、元祿十二年に初り、御留守奉行に屬して後々まであつた。町同心は町奉行の所屬で、これのみは士分の役名であつた。又陪臣格では横山・多賀二家に限つて同心が居た。貞享三年に創設せられたもので、その性質寄親附典力の如く、初は寄親の家に勤務したが、中頃藩用に服することとなり、後にはまた寄親

の爲に働いた。

トウジンヤサプロベ 唐仁屋三郎兵衛 河北郡白尾の船持であつた。三郎兵衛の船は伊呂波四十八文字を以て番號づけられてゐたが、或年家人の希望によつて悉く之を集結せしめた所、海上忽ち暴風が起つて顛覆し、遂に破産したとの談話的存在となつてゐる。しかしその人だけは實在したやうである。

トウジンヤシキ 唐人屋敷 龜尾記に、加賀藩老臣奥村内膳の下郎中中に唐人屋敷といふ所があるが、その由来は明らかでない。或は朝鮮役の捕虜にして金澤に來たものを、奥村永福に預けられて、こゝに置いたものであらうかとある。奥村内膳下郎は森町一番丁附近である。

トウズミ 藤住 臥至郡伊久留の内の小字。
トウセイカン 董正館 大聖寺藩に於いて、明治二年三月在來の學校であつた時習館内に建てたもので、寄宿生及び通生に對し洋學を教へる所であり、初は蘭學であつたが後に英學に變じた。生徒は五級に別ち、朝五時に始業して午後七時に終り、上級生は教師之に授け、下級生は上級生が指導する制であつた。

ドウセイカン 道濟館 明治元年創立せられ、主として洋學を教へる加賀藩の學校であつた。初め慶應元年洋學に志す青年十名許を選び、藩費を以て横濱に遊學せしめたが、當時かの地に於いても尙適當の教師なく、畿かに米國宣教師に就いて學ぶに過ぎなかつた。後彼等は石見津和野藩士吉木順吉なる者が佛語に通じ、又漢籍を兼ねることを知り、江戸下谷の民家を借り之を招いて傳習した。然るに明治元年の初に至り諸生等皆藩命により召還

せられたから、黒川誠一郎が謀つて閏四月順吉を金澤に聘し、南町なる狂言師屋九郎兵衛の舞臺を講堂に當て、道濟館と稱し授業を開始せしめた。同年十月順吉去り、藩士菊池七郎は佛語教授を襲ぎ、柴木昌之進(後昌平)・平田宇一は英學を、名越勘助は漢學を、下村實一は數學を、橋健堂は習字を教授したが、二年一月規則を改め、二月幼年生を壯猶館内の英學所に移し、次いでまた道濟館内に殘留した英學生全部を城内會所跡に移して、之を抱注館と號した。その佛語學生は之と同時に高岡町今枝民部の邸に轉せしめたが、後幾ばくもなく廢した。道濟館の生徒數は、その盛時に於いて七八十名であつた。

ドウセン 洞川 ↓ギヤクスイドウセン 逆水洞川。

ドウセンアン 洞川庵 臥至郡曹洞宗總持寺の山内に在る五院の一つで、無端の創建であつた。今既に廢滅した。

ドウセンジ 洞澤寺 羽咋郡直海にあつた。寛永六年三月村井飛騨長家が、同村白山神殿修造の棟札に社僧洞澤寺とあり、今もその廢址が存する。

ドウゼンジヨウ 道善城 江沼郡柏野に在つた。道善山ともいふ。江沼志稿に、栗山道善がこゝに居たといふが、隄壘の跡は明らかでないとしてゐる。

トウソウ 藤藏 能美郡山上郷に屬する燈籠笹の出村であつたが、明治中に至り獨立の一部落となつた。

トウソクアラタメヤク 盜賊改役 盜賊改方奉行ともいふ。元祿四年二月廿二日初めて領内三州に一人宛之に任せられた。その中加

賀は御槍奉行加藤十左衛門重久に兼帯を命ぜられ、その後は御持方頭から勤め、享保九年八月朔日御持方頭茨木源五左衛門長基が命ぜられてからは能州口郡兼役となり、次いで御先手頭が勤めて當分役となつた。又能州では元祿四年井上久太郎長定が大組頭から之に任ぜられたを初とし、享保六年十二月由比孫兵衛昌清の死後之を廢し、次いで口郡は加賀の盜賊改方の兼務したと前記の如く、奥郡は所口町奉行の勤方になつたのであらう。又越中では、元祿四年村上助右衛門敬忠が御持方頭から任せられたに初り、享保元年五月岡田助右衛門之種の死後之を繼ぎ、魚津在住の兼帯になつたと見える。

ドウソジン 道祖神 石川郡奥池なる檜ボウケの巖の上に、高さ一米許の礎灰岩に、隸書で道祖神と彫つた一基の碑が立てられてゐるが、年號その他の文字はない。蓋し加能二國中唯一の塞神であらう。

トウダイシノ 燈臺笹 ↓トダシノ 燈臺笹。

トウダイジリヨウ 東大寺領 南郡東大寺領に江沼郡幡生庄があつたことは、正倉院文書天平神護二年十月七日附のものに因つてわかる。又東大寺要録卷六水田章第八に、加賀國横江庄田百八十六町六段二百歩とあり、横江庄は石川郡である。これらの文獻は加賀國で庄號の見える初である。

ドウチユウメイシヨキ 道中名所記 横小本一冊。内題に『金澤より京都まで』の角書がある。しかし内容は、上方道中名所細見、洛中月並參詣記、大和めぐり、大坂よりなら道、大坂より若山通り高野道、ならよりいせ